



中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年9月8日

令和8年7月3日にお知らせした以下の中四国ブロックの審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)については、その後、検討を重ねた結果、審査上の全国統一取決として一義的に取りまとめるべきものではなく、個々の診療報酬明細書の記載内容に応じ審査判断されるものとして、当ブロックにおける審査上の取扱いとしては削除することとなりましたのでお知らせします。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	両側(左右)に疾患がある場合のジョイクル関節注30mgの投与については、4週間隔での左右部位ごとの1シリンジの投与(同一日の左右への1シリンジずつの投与)が、原則、認められる。	ジョイクル皮下注の用法は「通常、成人1回1シリンジ(ジクロフェナクエタルヒアルロン酸ナトリウムとして1回30mg)を4週間ごとに関節腔内に投与する。」とされているが、左右部位に疾患がある場合は、4週間隔での左右部位ごとの1シリンジの投与(同一日の左右への1シリンジずつの投与)は、原則、認められる。 なお、本剤は、重篤なショック等に備えて、緊急時に十分な対応のできる準備をして上で投与し、投与後も十分な観察を行うことが望ましい。	削除 (適用診療月 令和8年10月1日)

本件に関する問合せ先

中四国審査事務センター

外科・混合審査室 外科審査課(TEL:082-576-8388)